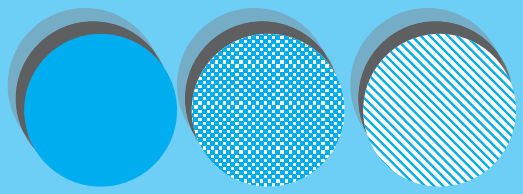


參考資料



1. 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議経過

(1) 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

平成 24 年 1 月 20 日現在

氏 名	団体名等
青 木 武	福岡市自治協議会等 7 区会長会
阿 部 正 剛	福岡市議会議員
○石 田 重 森	福岡大学名誉学長
井 上 昭 義	被保険者代表（公募）
岩 城 和 代	岩城法律事務所
内 田 秀 俊	認知症の人と家族の会福岡県支部
浦 田 裕	西日本新聞社論説委員会
大 木 麻美子	福岡市老人福祉施設協議会
小 山 寿美子	福岡県社会福祉士会
川 口 秀 子	福岡県介護福祉士会
古 賀 清 恵	NPO 笑顔
佐 藤 芙美子	被保険者代表（公募）
柴 口 里 則	福岡県介護支援専門員協会
下 郡 貴美恵	被保険者代表（公募）
白 津 陽 一	被保険者代表（公募）
高 山 博 光	福岡市議会議員
竹之内 徳 盛	福岡市老人クラブ連合会
田 代 多恵子	福岡県看護協会
手 塚 裕 一	福岡県高齢者能力活用センター
◎長 柄 均	福岡市医師会
鳩 野 洋 子	九州大学
浜 崎 太 郎	福岡市議会議員
廣津留 珙 子	福岡市介護保険事業者協議会
松 尾 龍 人	福岡市民生委員児童委員協議会
松 田 潤 嗣	福岡市社会福祉協議会

◎専門分科会長

○副専門分科会長

(敬称略：50 音順)

(2) 高齢者保健福祉専門分科会における計画策定に係る審議経過

開催年月日	議 題
《平成 22 年度》 第 2 回 専門分科会 (H23. 3. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ○計画策定体制及び調査審議事項 ○部会の設置, 部会委員の指名 ○高齢者実態調査結果の概要 ○高齢者保健福祉計画の実施状況 ○国の動向
《平成 23 年度》 第 1 回 専門分科会 (H23. 6. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画の策定スケジュール ○高齢者保健福祉計画の実施状況 ○特別養護老人ホームの利用申込みに関する調査の実施概要
第 1 回 高齢部会 (H23. 6. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○部会長・副部会長の選任 ○高齢者保健福祉施策の実施状況 ○被保険者数の推計及び要介護認定者の推計 ○高齢者実態調査結果
第 1 回 介護部会 (H23. 6. 9)	<ul style="list-style-type: none"> ○部会長・副部会長の選出 ○介護給付費・基盤整備部会の運営等 ○第 5 期事業計画策定における介護給付費等推計の流れ ○被保険者数の推計及び要介護認定者数の推計 ○国の動向
第 2 回 専門分科会 (H23. 7. 21)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画の策定の方向性 ○高齢者保健福祉計画の基本理念及び施策体系 ○被保険者数の推計及び要介護認定者数の推計 ○国の動向
第 2 回 介護部会 (H23. 7. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活圏域の状況 ○施設・居住系サービス利用者の状況及び推計等 ○国の動向
第 2 回 高齢部会 (H23. 7. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉施策の現状と方向性等 ○日常生活圏域の状況 ○国の動向
第 3 回 介護部会 (H23. 8. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・居住系サービス利用者の推計 ○標準的在宅サービス利用者数の状況 ○標準的在宅サービスの利用量の推計方法
第 3 回 高齢部会 (H23. 8. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉施策の現状と方向性等 ○地域支援事業の見込み
第 3 回 専門分科会 (H23. 8. 25)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉施策の課題と方向性 ○日常生活圏域の状況 ○施設・居住系サービス利用者の推計

第4回 介護部会 (H23. 9. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ○標準的在宅サービス利用者数の推計 ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○市町村特別給付等 ○介護サービスの質の確保・向上の実施状況
第4回 高齢部会 (H23. 9. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業 ○高齢者保健福祉専門分科会への報告
第4回 専門分科会 (H23. 9. 29)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画（中間とりまとめ） ○第1号被保険者保険料設定の考え方
第5回 介護部会 (H23. 10. 26)	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームの整備量 ○施設・居住系サービス利用者数の推計 ○標準的在宅サービス利用者数の推計
第5回 専門分科会 (H23. 11. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画（素案）
第6回 専門分科会 (H24. 1. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画（答申案）

高齢部会：高齢者支援事業部会 介護部会：介護給付費・基盤整備部会

2. 計画策定関連調査

(1) 高齢者実態調査

① 調査の概要

調査種別	調査対象者	調査票発送	調査票回収
高齢者一般調査	5,000 人 平成 22 年 9 月時点で、市内在住の 60 歳以上の人から無作為に抽出	平成 22 年 11 月 8 日	平成 22 年 12 月 8 日 までに 郵送回収
在宅サービス利用者調査	5,000 人 市内在住の要介護認定者のうち、平成 22 年 6 月中に介護保険の在宅サービスを利用した人から無作為に抽出		
在宅サービス未利用者調査	3,000 人 市内在住の要介護認定者のうち、平成 22 年 6 月中に介護保険の在宅サービスの利用がなかった人から無作為に抽出		
施設等サービス利用者調査	1,500 人 平成 22 年 6 月中に介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やグループホームを利用した人から無作為に抽出		
介護支援専門員調査	794 人 福岡市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（悉皆調査）		

② 回収結果

調査種別	発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
高齢者一般調査	5,000	3,039 (60.8%)	2,939 (58.8%)
在宅サービス利用者調査	5,000	2,984 (59.7%)	2,939 (58.8%)
在宅サービス未利用者調査	3,000	1,640 (54.7%)	1,588 (52.9%)
施設等サービス利用者調査	1,500	1,149 (76.6%)	990 (66.0%)
介護支援専門員調査	794	501 (63.1%)	493 (62.1%)

(2) 特別養護老人ホーム利用申込みに関する調査

① 調査目的

福岡市内の特別養護老人ホームに利用申込みをされている方の現在の生活状況、利用申込みに関する考えなどを把握し、「特別養護老人ホーム」の整備計画等の策定のための基礎資料とすることを目的として実施した。

② 調査対象

福岡市内の特別養護老人ホームの利用申込みをしている人

③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

※お礼状兼回答依頼はがきの発送，電話による未回答者への回答依頼，聞き取り調査の実施

④ 調査期間

平成 22 年 1 月 14 日～平成 23 年 3 月 15 日

⑤ 回収結果

発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
5,322 人	4,241 人 (79.7%)	3,858 人 (72.5%)

※発送数は，宛先不明により返送された 626 人を除く。

【参考 1】 利用申込者実態調査数内訳

		本調査	従来の調査方法による 確認 (H22.4.1)
①	利用申込者総数	11,398	12,155
②	複数箇所への申込者	▲ 3,828	▲ 4,062
③	死亡者等※	▲ 1,622	▲ 576
④	調査対象者 (調査票送付者数) (①-②-③)	5,948	7,517
⑤	宛先不明返送数	▲ 626	-
⑥	調査回答数 (④-⑤)	5,322	-

情報のデータ化による精査を実施。

※ 死亡者等には，調査に同意のなかった【参考 2】の (1) 226 件を含む。

【参考 2】 利用希望者の状況等

①	利用希望	2,402
②	不明	1,690
③	(1) 同意なし	226
④	(2) 未回収	1,081
⑤	(3) 無効回答	383

$$2,402 + (1,690 \times 62.3\%) \div 3,500 \text{人}$$

※利用希望の意思確認ができなかった方 (1,690 人) の 62.3% が，今後も特別養護老人ホームの利用を希望すると仮定して，全体の希望者は約 3,500 人と推計。

(3) 介護サービス供給量調査

① 調査目的

第5期計画期間（平成 24 ～ 26 年度）における介護保険サービス必要量に対する供給見込量を把握するため、サービス事業者の意見等を調査することを目的に実施した。

② 調査対象

福岡市をサービス提供エリアとする居宅介護支援事業所及び介護保険サービス提供事業所。

③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

④ 調査期間

平成 23 年 7 月～8 月

⑤ 調査内容

- ・事業所の概略
- ・現在のサービスの提供状況と今後の見込み
- ・新たに提供されるサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護，複合型サービス）について
- ・離島サービスについて

⑥ 回収結果

発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
1,854	1,105 (59.6%)	1,091 (58.8%)

3. 市民意見募集

(1) 目的

福岡市高齢者保健福祉計画の策定にあたり、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議の過程において、市民との情報共有を図り、市民の意見を計画に反映させるため、福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき福岡市高齢者保健福祉計画（案）を公表し、市民意見を募集した。

(2) 意見募集期間

平成 23 年 12 月 1 日（木）～ 12 月 26 日（月）

(3) 実施方法

① 計画案の公表

計画案及び概要版を、情報公開室（市役所 2 階）、情報プラザ（市役所 1 階）、各区役所市民相談室、各区役所福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザにおいて閲覧及び配布するとともに、本市ホームページに掲載した。

また、市民説明会（5 回）及び事業者説明会（1 回）を実施した。

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参及び市民説明会会場で提出。

③ 市民説明会及び事業者説明会

開催日	会場
12 月 2 日（金）	福岡県中小企業振興センター
12 月 3 日（土）	婦人会館
12 月 5 日（月）	ふくふくプラザ
12 月 12 日（月）	アミカス
12 月 18 日（日）	福岡市役所
12 月 21 日（水）	ふくふくプラザ

④ 市民説明会及び事業者説明会参加者数 計 368 人

(4) 意見提出状況

① 意見提出数 23 通

② 意見件数 66 件

内訳	第 1 章	計画の策定にあたって	0 件
	第 2 章	高齢者を取り巻く現状と課題	0 件
	第 3 章	基本理念と取り組みの視点	4 件
	第 4 章	高齢者保健福祉施策の総合的な推進	31 件
	第 5 章	サービス量の見込みと確保方策	10 件
	第 6 章	介護保険事業に係る費用の見込みと第 1 号保険料の考え方	4 件
	その他		17 件

4. 用語解説

(1) 介護サービス

介護給付 対象：要介護1～要介護5	
サービス種類	説明
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡 ^{じよくそう} 予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェア等）、排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。

サービス種類	説明
住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取付け, 段差解消, 滑り止め, 洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう, サービスの種類, 内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに, サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に, 定期的な巡回訪問または通報を受け, 利用者の居宅で, 入浴, 排泄, 食事の提供等日常生活上の世話を行う。
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	日中・夜間を通じて, 訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら, 短時間の定期巡回と随時対応をあわせた日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など, 複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に, デイサービスセンターなどで, 通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要介護者)を対象に共同生活(5~9人)を通し, 入浴, 排泄, 食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者 生活介護	有料老人ホーム, ケアハウス(その入居定員が29人以下であるもの)等に入居している要介護者について, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練及び療養上の世話を行う。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護, 医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理, 看護, 医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練, その他必要な医療を行う。

予防給付 対象：要支援1・要支援2	
サービス種類	説明
介護予防訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う。
介護予防通所介護（デイサービス）	デイサービスセンターなどで、通所により介護予防を目的として、入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説明
特定介護予防福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)	介護予防に資すると定められた、入浴、排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
介護予防住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、洋式便器取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防認知症対応型通所 介護	認知症高齢者(要支援者)に、デイサービスセンターなどで、介護予防を目的として、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防小規模多機能型居 宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防認知症対応型共同 生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要支援者)を対象に共同生活(5～9人)を通し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行う。

(2) その他の用語説明

(五十音順)

用語	説明
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本市に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	要介護者の自立支援や家族など介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。 要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整などの支援を行う。
介護予防	介護予防は、高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」であり、すべての高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う「一次予防」と、要支援・要介護となるおそれのある高齢者を対象に生活機能低下の早期発見・早期対応を行う「二次予防」、さらに要支援・要介護状態にある高齢者の重度化防止等を行う「三次予防」に大別される。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行うもので、県の指定を受けた事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動なども含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにする、サービス提供のマネジメント。

用語	説明
健康日本 21 福岡市計画	<p>国の「健康日本 21」の地方計画として平成 14 年3月に策定し平成 19 年3月に見直しを行った平成 24 年度までの市民の健康づくり行動指針。</p> <p>市民が主体的に行う健康づくりを支援するもので、生活習慣を健康的なものに変え、病気を予防する一次予防の取り組みに重点を置いている。</p> <p>この計画の中では、「健康ふくおか 10 か条」や「世代別・疾病別健康目標」を定めるとともに、関係者の役割や生活習慣病対策について、方向性を示している。</p> <p>また、健康づくりの視点を持ってまちづくりを進めることを掲げている。</p>
高額介護サービス費	<p>要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。</p> <p>この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない。</p>
参酌標準	<p>介護保険事業の社会保険制度としての全国的均衡を図る観点から国が示した基準。</p>
市町村特別給付等	<p>本計画書では、市町村特別給付等を、「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。</p> <p>市町村特別給付は、要介護者・要支援者に対し、介護保険法で定められた保険給付（法定給付）以外の独自のサービスを実施することができるもので、保健福祉事業は、被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業などを実施できるもの。</p> <p>なお、市町村特別給付等を行う場合は、その費用をすべて第 1 号被保険者の保険料でまかなうこととされている。</p>
指定市町村事務受託法人	<p>指定市町村事務受託法人は、公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人で、新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。</p>

用語	説明
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う、事業者からの保険給付など請求に関する審査、支払い事務に対する手数料。
成年後見制度	判断力が衰えたり、認知症高齢者など自分自身の権利を守ることが十分でない人の財産管理や身上監護を支援する制度。
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する。
調整交付金	保険給付において国が負担する 25%のうち 20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
特定健診等	高齢者医療の確保法に基づき、平成 20 年4月から、40～75 歳を対象としてメタボリックシンドロームの予防・解消に重点をおいた、生活習慣病予防のための健診・保健指導。
二次予防事業対象者	<p>要支援及び要介護状態となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められる高齢者。</p> <p>65 歳以上の要介護認定を受けていない人のうち、生活機能の低下をチェックする 25 項目の基本チェックリストで国の定めている基準に該当する者。</p>
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。

用語	説明
認知症キャラバン・メイト	認知症に関する知識の普及啓発，地域での見守り・支援を行う連携体制づくりを推進する人。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して，認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症サポート医	かかりつけ医への助言その他の支援を行い，認知症の専門医療機関や地域包括支援センター等との連携を推進する役割の医師。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断，専門医療相談，合併症対応，医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で，介護との連携を図る担当者が配置される。
認知症連携担当者	医療との連携や地域における認知症ケア体制の強化を図るため，（１）認知症と診断された高齢者の把握（２）地域包括支援センターへの情報提供（３）要介護者へ専門医療や権利擁護の専門家の紹介（４）認知症ケアに関する専門的な相談・助言一などの役割を担う。
福岡市保健福祉総合計画	平成 23 年 12 月策定。 計画期間は平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間。 福岡市福祉のまちづくり条例を策定根拠とし，高齢者保健福祉計画をはじめ，福岡市における保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープランであるとともに，社会福祉法に定める地域福祉計画。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から，利用者負担によりまかなわれる部分を除いた，介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付，要支援者に対する予防給付，条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。

用語	説明
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今回はH24～H26）における保険給付費，地域支援事業費などの事業費支出のうち，第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を，補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し，さらに12か月で除したものの。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満によって，様々な病気が引き起こされやすくなった状態。
ユニットケア	高齢者施設の居室を10人程度のグループに分け，それぞれをひとつの生活単位とし，少人数の家庭的な雰囲気の中で行うケア。
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者など，日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者	<p>日常生活において，介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や，常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援1・2に，要介護者は要介護1～5までに区分される。</p> <p>本計画書においては，要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。</p>
療養病床の転換	<p>「療養病床」とは，主として長期にわたり療養を必要とする患者を対象とした病床で，病状が安定している長期療養患者のうち，医療密度の高い医学的管理や積極的なリハビリを必要とする「医療療養病床」と，管理・看護・介護・機能訓練が必要な要介護者を対象とした介護保険で対応する「介護療養病床」の2種類がある。</p> <p>利用者それぞれにふさわしい適切なサービスが提供されるよう，現在の医療療養病床と介護療養病床を，平成30年度までに医療療養病床と介護保険施設等に再編成し，機能分担を推進するもの。</p>



福岡市高齢者保健福祉計画

平成 24 年 3 月

編集

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施設支援課

TEL 092 (711) 4257
FAX 092 (726) 3328

介護保険課

TEL 092 (733) 5452
FAX 092 (726) 3328

発行

福岡市保健福祉局総務部政策推進課

TEL 092 (733) 5344
FAX 092 (733) 5587

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号